

令和9年(2027年)版吹田市生活べんり帳「くらしの友」発行業務に関する
事業者からの質問と回答

質問期間:令和8年4月15日~4月21日

回答日:令和8年4月24日

質問	回答
<p>【質問1】仕様書 5 掲載内容等(4)広告欄</p> <p>「全誌面に対する広告の割合は30%以下とする」とは、全紙面の総面積に対する広告掲載面積の割合が30%以内という解釈でよろしいですか。</p>	<p>お見込みのとおりです。</p>
<p>【質問2】仕様書 9納品方法</p> <p>「希望事業者への配布」とありますが、配布対象となる希望事業者は何件程度を想定していますか。また、希望事業者の情報(社名、住所など)は市から提供していただけますか。</p>	<p>希望事業者は100件程度を想定しています。 事業者の情報は市から提供いたします。</p>
<p>【質問3】仕様書 10 責任分担及び問い合わせ等の対応(2)</p> <p>「地域情報及び広告に関しては事業者が責任を負い～」とありますが、市より情報(統計データや、歴史・観光情報に関する情報及び写真等)を提供していただいた場合、その責任も弊社が負うということですか。</p>	<p>地域情報のうち、こちらから情報を提供した行政情報に類するものについては本市が責任を負います。</p>